高知県小規模園芸農地集積支援事業実施要領

１　趣旨

　　　この要領は、高知県小規模園芸農地集積支援事業費補助金交付要綱第13

条に基づき、小規模園芸農地集積支援事業の実施に関し必要な事項を定め

るものである。

２　補助対象者

　　　３の補助要件を満たす農地の所有者

３　補助要件

事業実施年度の４月１日から３月末日までに次の全ての要件を満たすこと。

（１）水田を高知県農地中間管理機構に10年以上貸付し、かつ園芸品目（野

菜、果樹、花き）を作付する借受希望者(以下「担い手」という）へ転貸

された（３月末までに確実に転貸される見込みがある場合を含む）もの、

又は露地の園芸品目に供した農地を高知県農地中間管理機構に10年以上

貸付し、かつ施設園芸に供する担い手へ転貸された（３月末までに確実

に転貸される見込みがある場合を含む）ものであること。

ただし、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象地域で担い手へ転貸

される計画の農地については、３月末までに高知県農地中間管理機構が借

り受けた時点で補助対象とする。

（２）対象面積が30アール以上の連たんする面積であること、もしくは１筆

で30アール以上の面積であること。ただし、担い手の既経営農地（園芸

品目を作付する農地に限る）に連たんする場合は、その合計面積が30ア

ール以上であること。

連たんとは、２筆以上の農地がまとまりを構成しており、一連の農作

業の継続に支障がないものとして、以下のいずれかに該当するもの。

・畦畔で接続する２筆以上の農地

・農道又は水路等を挟んで隣接する２筆以上の農地

・各々一隅で接続する２筆以上の農地

・段々に接続する２筆以上の農地

（３）県の農業クラスター計画策定事業の次世代園芸団地用地確保事業の対

象農地ではないこと。

（４）国の機構集積協力金交付事業のうち、経営転換協力金交付事業の対象

農地ではないこと。

（５）補助対象者と担い手が同一の世帯員又は２親等内の親族ではないこと。

４　補助単価

　補助要件を満たした農地の合計面積に、10アール当たり20千円を乗じた金

額を上限とし、１アール未満の面積は切り捨てる。

５　返還要件

　　　知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（１）高知県農地中間管理機構へ貸し付けて10年を経過する前に、補助対象

者の責めにより解約したとき。

（２）虚偽申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

附則

この要領は、平成31年３月19日から施行する。